○東北地方整備局告示第七十二号

赤川水系内川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

○東北地方整備局告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年東北地方整備局告示第六十四号築館都市計画道路事業

三・四・三号源光町田線及び三・五・六号小山内沢線

三　事業施行期間　自平成十六年五月二十七日至平成二十五年九月三十日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年東北地方整備局告示第二十四号仙塩広域都市計画道路事業三・四・百七十五号三軒茶屋岩沼線

三　事業施行期間　自平成十四年三月五日至平成二十二年十二月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし

○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県九戸郡洋野町種市第三八地割字北平内九四番から同町種市第三九地割字角川目八番一六八まで	前	一二・〇〇～四七・六〇メートル	一・一一〇キロメートル
	後	一二・八〇～四七・六〇メートル	一・一一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県九戸郡洋野町種市第三八地割字北平内九四番八五から同町種市第三九地割字角川目八番一六八まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新庄市大字松本字松本三一一番一から同市大字松本字松本三二四番一まで	前	九・八〇～三二・〇〇メートル	〇・三四〇キロメートル
	後	九・八〇～四二・四〇メートル	〇・三四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号	新庄市大字松本字松本三一一番一から同市大字松本字松本三二四番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○東北地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	福島県伊達郡桑折町大字谷地字南四番九から同町大字谷地字下割付七番一まで	東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月三十日

○関東地方整備局告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月三十日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第二百六十六号三鷹都市計画道路事業三・二・六号調布保谷線及び武蔵野都市計画道路事業三・三・六号調布保谷線

三　事業施行期間　自平成十四年七月三日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし